

## 資料 2-1

諮問 第 541 号  
環自野発第 2602135 号  
令和 8 年 2 月 13 日

中央環境審議会  
会長 大塚 直 殿

環境大臣  
石原宏高  
(公印省略)

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針  
の見直しについて（諮問）

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 41 条第 2 項第 2 号及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 3 条第 3 項の規定に基づき、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（令和 3 年 10 月 26 日環境省告示第 69 号。以下「基本指針」という。）の見直しについて、貴審議会の意見を求める。

### （諮問理由）

基本指針において、国は、鳥獣の保護及び管理の状況の変化並びに社会的変化に応じて、5 年ごとに基本指針を見直すこととしている。また、令和 7 年の法改正に伴う事項も追加する必要が生じているところである。

基本指針は令和 3 年 10 月に告示していることから、令和 8 年夏までに見直しを行う必要がある。

また、法第 3 条第 3 項の規定に基づき、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならないこととされている。

このため、基本指針の見直しについて、貴審議会の意見を求める。

中環審第1410号  
令和8年2月17日

中央環境審議会 自然環境部会  
部会長 中村 太士 殿

中央環境審議会  
会長 大塚 直  
( 公 印 省 略 )

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針の見直しについて（付議）

令和8年2月13日付け諮問第541号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、自然環境部会に付議する。